平成２９年（フ）第３８号
仙台市太白区向山２丁目10番10―501号
破産者　武田孝子こと　裴　　孝淑
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４５９号
仙台市宮城野区燕沢２丁目７番19号　スワローヒルズ102、住民票上の住所仙台市若林区荒井字大場伝31番地　Ｓｉｅｃｌｅ21―405
破産者　宍戸　利行
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４６４号
仙台市太白区富沢３丁目20番２号　シャトルW201
破産者　伊藤　洋司
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４９４号
仙台市宮城野区福室３丁目40番21号　コーポ山縣101、従前の住所仙台市青葉区小松島２丁目28番18―102号
破産者　川村　　一（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
仙台市青葉区木町３番２―901号
破産者　齋藤　隆士
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７７号
秋田市泉中央５丁目16番８号、前住所秋田市飯島字坂道端12番地７
破産者　村山　浩次
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区17棟106号、旧住所埼玉県さいたま市桜区田島１丁目３番17―304号
破産者　豊田　雅之
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
埼玉県草加市花栗１丁目27番16―１号
破産者　渡邊　　浩
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
埼玉県越谷市大字大杉566番地、旧住所埼玉県越谷市蒲生茜町３番地22　ジュネパレス蒲生07　107
破産者　相川　亮治
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３９２号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番９―1104号
破産者　寺山　末治
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４１８号
埼玉県越谷市川柳町２丁目418番地
破産者　藤井真寿美
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
山梨県甲府市住吉４丁目10番32号、住民票上の住所山梨県南都留郡西桂町小沼2294番地２
破産者　古屋　隆男
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
愛知県稲沢市松下１丁目４番３―203号
破産者　小島　弘史
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７９号
愛知県一宮市若竹４丁目２番25号
破産者　大脇染工場こと　大脇陽一郎
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１７２号
愛知県豊橋市東幸町字東明155番地の１（304）
破産者　服部真知子
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４０７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈436番地１　ＫＳヒルズⅡ　204号
破産者　井上　淳士
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７３７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋318番地　リファレンス空港東505号
破産者　原田　敏文（旧姓安永・小野）
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８６０号
福岡県朝倉市杷木志波20番地
破産者　久和富美子
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部